

広島 防災 建設

発行所 ☎730-0012

広島市中区上八丁堀8番10号
建設業労働災害防止協会広島支部
TEL (082) 228-8250印刷所 広島市西区中広町3丁目11番8号
有限会社 潮流社
TEL (082) 232-5616

定価 55円 送料 63円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「防災広島」の購読料が含まれています。 9月号

令和8年度

全国労働衛生週間

準備期間／令和8年9月1日～9月30日 本週間／令和8年10月1日～10月7日

スローガン「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場」

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、今年で77回を迎え、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に欠かせないものとして、作業者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

近年、建設業における業務上疾病の発生状況は、全体的には減少傾向を示していますが、熱中症のり患者数は年々増加しており、その防止対策が急務になっています。

また、労災保険の支給決定件数を見ますと、脳・心臓疾患や精神疾患の件数は依然として高い水準で推移しており、適正な労働時間の確保はもとより、働く方々の心身の健康保持対策の充実が求められています。

さらに、建設業を取り巻く環境は、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成等のほか、地球規模の気候変動による酷暑への対応、複雑・多様化する化学物質への対応、AIをはじめとした新しい技術との共存など、様々な課題が山積する状況にあります。

国民生活や社会経済を支える建設業が「憧れの産業」として、安定的に発展し、社会に貢献していくためにも、建設工事に従事する全ての人々が健康で、安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりは非常に重要です。

当協会では、令和5年度から令和9年度を期間とする「第9次建設業労働災害防止5か年計画」を策定しており、計画に掲げた目標達成に向け、化学物質取扱作業のリスクアセスメント、建災防方式健康KYの活用など健康障害防止対策の充実やメンタルヘルス対策の推進、高年齢作業者の身体機能の低下によるリスク等を考慮した対策の推進、解体工事等における有資格者による事前調査等の石綿ばく露防止対策の徹底等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

全国労働衛生週間は、「心とからだの健康」と「快適な職場環境づくり」の重要性を再認識する良い機会となりますので、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生管理活動を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、9月10日に「広島県民文化センター」において、広島県建設業労働災害防止大会を開催いたしますが、今後とも多くの方々にご参加をいただき、情報の共有と安全衛生意識の高揚に活用していただきますようお願い申し上げます。



目次

- | | |
|---|--|
| ☐ 令和8年度 全国労働衛生週間 1 | ☐ 病気になっても働きたい！（治療と仕事の両立支援）..... 5 |
| ☐ 定期健康診断項目の取扱いが一部変更になります 2 | ☐ 令和8年度 技能講習講師連絡会議
及び安全指導者研修会の開催について 6 |
| ☐ 50人未満の事業者もストレスチェック義務化 3 | ☐ 令和8年の労働災害発生状況（7月末速報値）..... 7 |
| ☐ 「集団分析」を適切に実施しましょう！ 4 | ☐ 令和8年度講習計画 8 |

定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります

(令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

既往歴及び業務歴の調査	
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査	
胸部エックス線検査	
血圧の測定	
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)	
肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(★)	
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)	
血糖検査(★)	
血清クレアチニン検査(★) ※	
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	
心電図検査(★)	



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント



喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。



肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。



「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断（高度プロフェSSIONAL制度に係る「臨時的健康診断」）の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

◆ 健康診断の項目 ◆

雇入時の健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

令和9年4月1日適用

雇入時の健康診断(安衛則第43条)	定期健康診断(安衛則44条)
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長(※2)、体重、腹囲(※2)、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査(※2)(※3)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)(※2)
7 肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(※4)	7 肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(※2)(※4)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査(※2)
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査(※2)
12 血清クレアチニン検査(※2)	12 血清クレアチニン検査(※2)

詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康確保に努めましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2026.4)

労働者数50人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！

～令和10年4月1日スタート～

ストレスチェックは事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせると、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。

(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。

※マニュアルの概要版(スタートガイド)もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：(全国统一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間：平日10:00～17:00

(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



事業者の皆さまへ

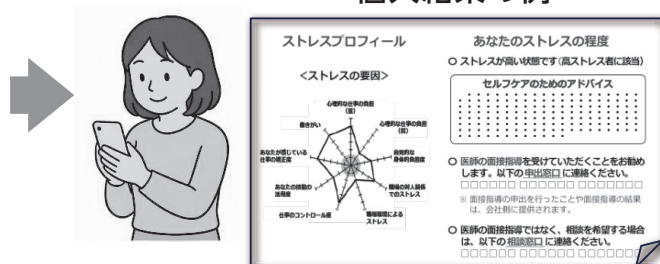
ストレスチェックの「集団分析」を
適切に実施しましょう！

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的とした「ストレスチェック制度」は、ストレスチェック（検査）のほか、集団分析・職場環境改善まで含めた体系的な仕組みです。

ストレスチェック（検査）

ストレスチェック(検査)の個人結果の通知は、プライバシー保護の観点から、労働者本人に直接通知され、基本的に事業者には提供されません。

個人結果の例



労働者各自が、個人結果をもとに、自覚にくいストレスに気づき、セルフケアに取り組むきっかけにします。

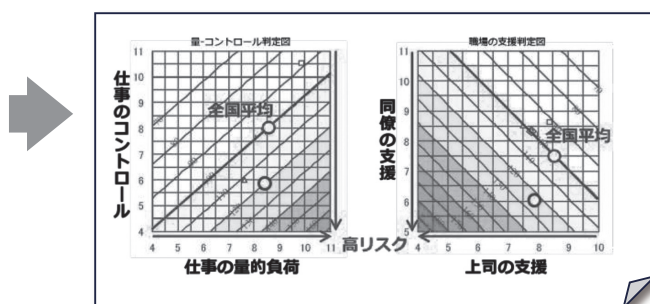
※高ストレス者は、
医師の面接指導を
申し出て、必要な
健康管理上の支
援を受けます。



集團分析・職場環境改善

事業者には、個人が特定されないように、個人結果を集団（事業場、職場等の単位）ごとに集計・分析した結果が提供されます。

集団分析結果の例 「仕事のストレス判定図」



集団分析結果を活用して、
職場環境の改善に組織的に
取り組みましょう。



集団分析に関する留意点

- ◆**集団分析は、個人が特定されない方法で実施する必要があります。**
 - ◆**集計・分析の単位が10人を下回る場合には、個人が特定されるおそれがあることから、原則として集団分析を実施してはいけません。**
 - ※ 10人を下回る場合でも、以下の例のような個人が特定されるおそれのない方法により、集団分析を実施することが可能です。
 - ・ストレスチェック調査票の全57項目の合計点について集団の平均値を求める方法
 - ・「仕事のストレス判定図」を用いて分析する方法
- (ただし、これらの方法であっても、極端に少人数の場合は個人の特定につながるため不適切)

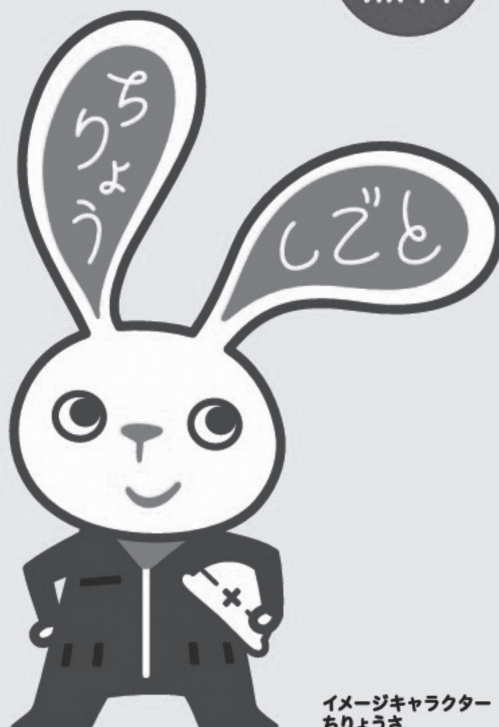
※ 特に、事業場自体が小規模の場合には、10人以上のより大きな集団を構成するよう工夫した上で、集団分析を実施するようにしてください。

病気になっても 働きたい!!

相談
無料

その思いに応える
職場づくりをサポートします

医療の進歩により、病気になっても働き続けることができる時代になりました。
労働者にとって仕事を続けることは生きがいにもなり、事業場にとっても継続的な人材確保につながります。
安心して治療を受けながら働き続けられる職場づくりのために、広島産業保健総合支援センター(広島さんぽ)では、治療と仕事の両立支援を行っています。



イメージキャラクター
ちりょうさ

がん

心疾患

肝炎

若年性
認知症

脳疾患

糖尿病

メンタル

etc.

治療をしながら安心して働くことができる職場環境づくりをサポートするため、専門スタッフが企業に訪問し、研修や制度導入支援などを実施します。

個別訪問 支援

事業場や医療機関に訪問し、制度導入や両立支援の進め方などについて説明します。

普及啓発 セミナー

管理職や従業員、産業保健スタッフ等に対して、出張セミナーを実施します。

個別調整 支援

労働者(患者)と事業場・医療機関を調整し、その人の状況に応じた両立支援プラン作成をお手伝いします。

出張相談 窓口の設置

お住いの近くで相談ができるように、県内の医療機関に相談窓口を設置しています。
※出張相談窓口はHPでご確認ください

お気軽にご相談ください

相談
無料



お申込み・お問い合わせ

独立行政法人 労働者健康安全機構
〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5階

TEL:082-224-1361

広島産業保健総合支援センター

jobhas



令和8年度 技能講習講師連絡会議・安全指導者研修会が開催されました

7月15日、広島市中区の広島YMCAコンベンションホールにおいて、建災防広島県支部の技能講習講師連絡会議（午前）、安全指導者研修会（午後）を開催しました。

【技能講習講師連絡会議】

技能講習講師連絡会議には、当支部の講師22名の方々が参加されました。

会議では、統括実施管理者が当支部の技能講習実施要綱及び技能講習業務規程（型枠支保工作業主任者技能講習）と登録講習事務規程（建築物石綿含有建材調査者講習）を説明し、改めて情報共有を図るとともに、地方労働局の行政処分の事例紹介も踏まえてカリキュラムを厳守することの重要性を再確認しました。

続いて、技能講習実施管理者より、令和7年度の受講者状況、受講者数の推移、技能講習・登録講習の受講者アンケート及びその分析結果等について報告しました。

最後に、職場における熱中症対策の取組に関する要請書（広島労働局長通達）、安衛法・測定法改正の主なポイント、高年齢者労働災害防止指針等のお知らせをしました。

その後の質疑応答では、視聴覚教材、外国人受講者、アンケート対応等の課題に加えて、試験のある講習は5年更新とする法整備が欲しいなど活発な意見が交わされました。

本日の会議内容を参考にして、今後の講師活動に活かして下さいよう願いました。

【安全指導者研修会】

安全指導者研修会には、県内各地より56名の安全指導者の方々が参加されました。

研修会では、広島労働局労働基準部健康安全課の清水安全専門官より、「労働災害の発生状況と広島労働局の重点施策について」の講話があり、広島第14次労働災害防止推進計画、労働安全衛生法の改正、一人親方等の保護措置、高年齢者の労働災害防止対策、手すり先行工法、熱中症対策の強化等のご指導がありました。

続いて、建災防事務局より、「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について」の説明を行い、情報を共有しました。

休憩後、事務局より、安全指導者指導規程、執務指針、指導要領の説明があり、安全指導者の責務について再確認をして、令和7年度における安全指導者の指導実績と指導内容のとりまとめについて報告がありました。

最後に、建災防からのお知らせとして、建災防広島県支部第9次労働災害防止5か年計画の進捗状況、職場における熱中症防止のためのガイドライン、令和7年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）、「個人事業者等」にまつわる「建設業労働災害防止規程」の変更予定についての説明を行いました。

最後に質疑応答を経て、本日の研修内容を参考にして、今後の安全指導者活動に活かして下さいよう願いました。



技能講習講師連絡会議



安全指導者研修会

令和7年・令和8年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
広島労働局 (令和8年7月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ ・巻き込 まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	おぼれ	高温・低 温の物と の接触	有害物 との接触	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 7年	(2) 53	17	5	10	7	15	14	12		(1) 1	3			7	15	1	(3) 160
令和 8年	41	28	8	10	7	6	14	15	3		3			6	9	5	155

() 内は、死亡で内数

令和7年・令和8年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
広島労働局 (令和8年7月末)

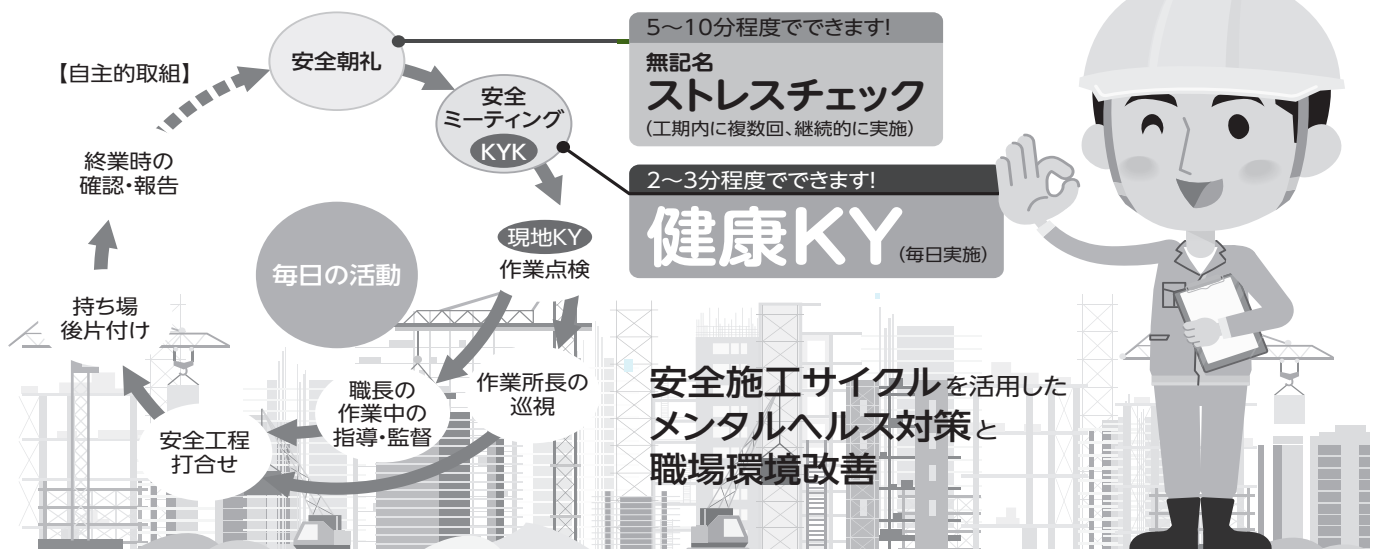
署別	全 産 業							建 設 業								
	令和7年			令和8年			増減数	令和7年			令和8年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	3	514	517		576	576	59		39	39		46	46	7	-17.9	8.0
呉		140	140		162	162	22		11	11		12	12	1	9.1	7.4
福 山	1	339	340	1	375	376	36		37	37		37	37			9.8
三 原		114	114		90	90	-24		11	11		13	13	2	18.2	14.4
尾 道		104	104	1	106	107	3		12	12		8	8	-4	-33.3	7.5
三 次	2	94	96		88	88	-8	1	15	16		10	10	-6	-37.5	11.4
広 島 北	2	226	228	1	212	213	-15		17	17		18	18	1	5.9	8.5
廿 日 市	2	168	170	1	172	173	3	2	15	17		11	11	-6	-35.3	6.4
合 計	10	1,699	1,709	4	1,781	1,785	76	3	157	160		155	155	-5	-3.1	8.7

建設工事従事者の「安心」「安全」「快適」のために

「建災防方式 健康KY」

を導入してみませんか？

建設現場でのメンタルヘルス対策



令和8年度講習計画 (令和8年9月～11月末までの計画)

講 習 名		実施場所	受付分会	開催日		
				9月	10月	11月
技能講習	足場の組立て等作業主任者	呉市	呉分会		22～23	
		福山市	福山分会		28～29	
		三原市	三原分会			26～27
	型枠支保工の組立て等作業主任者	広島市	県支部		27～28	
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	広島市	県支部	14～16		16～18
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	広島市	県支部			25～26
特別教育・ 準じた教育	足場の組立て等特別教育	広島市	県支部		5	
		福山市	福山分会			12
	巻上げ機(ウインチ)運転業務	福山市	福山分会		23	
	自由研削と石取替え等業務	福山市	福山分会			10
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	広島市	県支部		14	
	振動工具取扱作業従事者	呉市	呉分会			6
	丸のこ等取扱い作業従事者教育	福山市	福山分会			13
能力向上・安全衛生教育等	現場管理者統括管理	三次市	三次分会	29		
	足場の組立て等作業主任者能力向上(定期)教育	広島市	県支部			5
		呉市	呉分会	25		
		福山市	福山分会		6	
	施工管理者のための足場点検実務者研修	広島市	県支部			5
		呉市	呉分会	25		
		福山市	福山分会		6	
		三次市	三次分会		20	
	職長・安全衛生責任者教育	広島市	広島分会	29～30		17～18
		福山市	福山分会		20～21	
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	広島市	広島分会		27	
	斜面の点検者に対する安全教育	呉市	呉分会			12
建設業における化学物質管理者講習	広島市	県支部		15		
建設工事に従事する労働者のための教育「建設従事者教育」(6時間)		県支部	*要請により、随時実施			

※受付状況等の詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
 なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

**令和8年度登録講習計画 (令和8年11月～令和9年1月末までの計画)**

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	実施場所	受 付	11月	12月	1月
	広島市	県支部	10～11	—	—

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付開始日は開催日の2ヶ月前の当日です。
 (但し、土・日・祝日の場合は翌営業日とします。)

詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。
<https://www.jcosha-hiroshima.jp/>

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252 三原分会(0848)63-9920 三次分会(0824)62-4391
 呉分会(0823)22-6886 尾道分会(0848)22-8918 廿日市分会(0829)31-0196
 福山分会(084)924-4320